

令和8年度村山市農作業賃金・機械利用料標準

1. 賃金の部（実労働8時間）

一般農作業 8,300円

- (1) 上記賃金は標準を示すものです。作業の種類による差額については両者で協議して決めてください。
- (2) 山形県最低賃金1,032円（1時間あたり、令和7年12月23日適用）を下回らないように注意して下さい。
- (3) 下記の表にない作業、その他危険作業の場合は、一般農作業賃金に割増しすることができます。

2. 機械の部

（下記の金額には、消費税が含まれています。）

作業種目	単位	金額	備考
田 耕 う ん	10アール	8,600円	
代 か き	〃	11,600円	
畑 耕 う ん	〃	8,400円	2回耕うんは3,300円加算
田 植	〃	8,200円	側条施肥は1,500円加算 箱施用薬剤散布料は500円加算 肥料代、薬剤代別途
育 苗	1箱	1,040円	種子代含む
コ ン バ イ ン	10アール	33,900円	刈取19,400円、粃運搬1,300円 生粃乾燥13,200円
仕 上 げ 乾 燥	60kg	870円	
粃 摺 調 整	〃	940円	
畔 塗	1m	60円	片側機械ぬり
スピードスプレー防除	100ℓ	1,350円	薬剤は委託者持ち
動力噴霧機防除	100ℓ	850円	薬剤は委託者持ち
畦 草 刈	1時間	2,000円	刈払機械損料・燃料代含む

- ※ 上記の金額は、参考値として設定したものです。
- ※ 賃金の部及び機械の部は基盤整備された農地の作業とします。
- ※ 特殊なもの及び湿田、作業不便なものは、両者協議のうえ決定し、誠意をもって実施してください。

令和8年4月1日

村山市農作業賃金・機械利用料標準策定協議会
村山市農業委員会